

厚生センター等健康危機対処計画(感染症) (案) 概要

健康危機対処計画の策定について

・ 地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所においては平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画等を踏まえ、「健康危機対処計画」を策定することが示された。

⇒各厚生センター・富山市保健所において令和6年4月に策定予定。

計画の主な内容

平時における準備												
業務量・ 人員数の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務の優先度 ・ 業務の一元化の検討 ・ 応援人材の確保(本庁からの応援、IHEAT要員等) ・ 人材育成 	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制 ・ 地域の医療・検査体制整備 ・ 積極的疫学調査 ・ 健康観察・生活支援 ・ 移送 ・ 入院・入院調整 ・ 水際対策 	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁 ・ 厚生センター・富山市保健所 ・ 衛生研究所 ・ 市町村 ・ 医療機関・薬局・訪問看護事業所 ・ その他(学校、消防等) 							
	【予防計画における保健所人員確保数の数値目標】 <table border="1"> <tr> <td>新川</td> <td>中部</td> <td>高岡</td> <td>砺波</td> <td>富山市</td> </tr> <tr> <td>53人</td> <td>35人</td> <td>91人</td> <td>50人</td> <td>85人</td> </tr> </table>					新川	中部	高岡	砺波	富山市	53人	35人
新川	中部	高岡	砺波	富山市								
53人	35人	91人	50人	85人								
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理責任者の明確化 ・ 指揮命令システムの明確化・可視化 ・ 対策本部の設置の準備 ・ 人員体制、受援体制の構築 ・ 職員の安全管理・健康管理 ・ 施設基盤・物資の確保 	感染状況に応じた取り組み・体制										

平時における準備を踏まえ、段階に応じた対応を実施

- ・ 海外や国内で新たな感染症が発生した場合
- ・ 流行初期 (発生の公表から1か月間)
- ・ 流行初期以降
- ・ 感染小康期